

1 補助対象者について

Q1-1 補助対象者（中小企業者の要件等）を知りたい。

A1-1 補助対象者は、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び個人事業主が対象です。下表の要件（資本金の額・従業員数）をご確認ください。

※ただし、農業、漁業及び林業を行う個人事業主は対象外です。

また、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等も補助金の対象となりませんのでご注意ください。

【表：中小企業者の要件】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

Q1-2 本社が鳴門市外にあるが、対象になるのか。

A1-2 本社が鳴門市外にある場合でも、鳴門市内の事業所に補助対象設備を導入する場合は、補助金の対象となります。

なお、鳴門市内に本社がある事業者であっても、鳴門市外の事業所に補助対象設備を導入する場合は、補助金の対象外となります。

Q1-3 事務所が住宅を兼ねている場合、補助対象者になれるのか。

A1-3 個人事業主で、1階が店舗、2階が住宅である場合など、明確に事業の用として補助対象設備を使用することが確認できる場合は対象となります。

2 補助対象事業・対象設備について

Q2-1 補助対象事業の要件を知りたい。

A2-1 鳴門市内に事業所、支店又は営業所を有する者から、省エネルギー化設備を購入する事業が対象となります。

Q2-2 省エネルギー化設備の要件を知りたい。

A2-2 トップランナー制度に基づく省エネ基準達成率が表示されている設備の場合は、省エネ基準達成率が100%以上であるものが対象です。製品カタログ又は下記サイト等で要件をご確認いただくか、購入先、メーカーにご確認ください。
「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>)

Q2-3 省エネ基準達成率が表示されていない設備は、対象とならないのか。

A2-3 トップランナー基準等が定められていない設備については、既存設備より消費電力量が減少すること確認できる場合など、エネルギーの削減効果が認められるものを対象とします。事前に商工政策課までご相談ください。

Q2-4 対象設備は、いつまでに導入する必要があるか。

A2-4 本補助金は、令和5年3月15日までに完了する事業が対象です。
なお、事業の完了は、設備の設置・検収の上、補助対象経費の全ての支払いが完了した時点となりますので、納品時期等を確認いただいた上で申請をお願いします。

Q2-5 他の補助金との併用は可能ですか。

A2-5 他の補助金との併用はできません。

Q2-6 導入する設備が中古品の場合は対象になるのか。

A2-6 対象となります。ただし、資本的、経済的関連性等のある事業者間での中古品の売買は対象外です。

Q2-7 LED照明の交換について、電球部分の交換も対象となるか。

A2-7 可搬型（電気スタンド等）、光源部分（電灯・電球）のみの交換は対象外です。

Q2-8 同一事業所に複数の設備を導入したいが、合算して申請することは可能か。

A2-8 空調設備と冷凍冷蔵設備など、補助対象経費を合算して申請していただけますが、補助金の上限額は30万円となります。

Q2-9 複数の事業所に設備を導入したいが、申請は個別に行うのか。

A2-9 市内の各事業所から個別に申請を行っていただきます。この場合も、補助金の上限額は1事業者当たり30万円となります。

Q2-10 現在着手している事業は、補助の対象となるか。

A2-10 交付決定後に事業に着手する事業が対象であるため、すでに着手されている事業は補助対象外です。

Q2-11 補助対象設備は、新設の場合も対象になるか。

A2-11 設備の導入により既存の設備の負荷が軽減されるケースなど、事業所としてのエネルギー効率の向上が見込まれる場合などが対象となります。

このため、事業所の新築や増築、移設等に伴い設置する設備は対象外となります。

3 補助対象経費について

Q3-1 補助金の対象経費を知りたい。

A3-1 対象経費は、設備の購入費、本工事費、付帯工事費及び撤去処分費です。設備の据付費や配線・配管工事、運搬費等も対象となります。

Q3-2 値引きがある場合の経費の計上について知りたい。

A3-2 出精値引き、調整値引きなどがある場合は、補助対象経費から差し引いて計上してください。

4 補助金の事務手続きについて

Q4-1 補助金の申請期限、実績報告書の提出期限について知りたい。

A4-1 交付申請書の提出期限は、令和5年3月1日までです。

実績報告書は、令和5年3月15日までに事業を完了のうえ、完了日から20日以内、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

Q4-2 交付の申請をすれば、必ず補助が受けられるのか。

A4-2 補助金の交付については、提出された書類により、事業内容が補助要件に適合しているかを審査し、予算の範囲内で交付を決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q4-3 交付決定後に設備の機種、対象経費が変更になる場合は認められるか。

A4-3 機種が変更となる場合、要件を満たす設備であるかを改めて確認する必要がありますので、速やかに市商工政策課までご相談ください。

また、対象経費が増減する場合も、事前に商工政策課までご相談ください。なお、経費が増額となる場合であっても、補助金の交付額は、交付決定額が上限となりますのでご注意ください。